業評 価シート

事業コード 115101 事業名: 生活保護運営対策事業

総合計画体系

政 策 : 支え合い 思いやりに満ちた やすらぎのまち

施 策 : 生活困窮対策

(上位の政策・施策)

施策の方向: 生活保護世帯等の自立支援

主管部局名	福祉部	ß	主管	課名		生活援討	隻課		会	計区分	一般会計
事業主体	市	補助.	単独	補助		新規・継続	続	継糸	売	事業開始	平成元年度
進捗状況	実施段階	計	画期間		平瓦	戈 23 年度	•	~	平	式 28 年度	芰
根拠法令	生活保護	法		•							
事務区分	法定受託	事務	義務区	公 分	非義務	务的経費	地	域区分	•	Ī	

- ・対象(何、誰を) 受給者
- 受益者(実際に利益を受ける人) 生活保護受給者
- •市民参加
- A:地域社会の主体としての市民、受益者としての市民、双方の視点からの参加がある B:地域社会の主体としての市民の参加がある C:受益者としての市民の参加がある D:特に市民参加がない

- ・手段(市が実際に行う事業の内容)

D

低所得者等の生活相談及び生活保護対象者の生活指導を実施する。

活動指標 (手段から導かれ、事業の進捗状況を図るための指標)

活動指標名	目標値
①	
2	
3	

活動指標の年度別状況

活動指標	1			2			3		
区分 年度	年度別 目標値	計画目標 値に対す る割合	実績値	年度別 目標値	計画目標 値に対す る割合	実績値	年度別 目標値	計画目標 値に対す る割合	実績値
23 (決算)	_	_	_	_	_	_	_	_	-
24 (予算)	-	-	-	_	_	-	_	_	-
25(計画)	-	-	-	_	-	-	-	_	-
26(計画)	-	-	-	-	-	-	-	_	-
27(計画)	-	-	-	_	-	-	-	_	-
28 (計画)	_	_	_	_	_	-	-	_	-

業評価シー

意図(どういう状態にしたいのか)

生活困窮者及び低所得者等から生活・医療等に係る相談を受け、各種社会保障制度・福祉サービス・親族からの扶養 義務を活用した自立援助を図る。

成果指標

(意図から導かれ、事業の目的達成度を図るため の指標)

成果指標名	自立更生率
目標値	40
指標式	自立更生件数÷年間廃止件数

成果指標の年度別状況

区分 年度	年度別 目標値	計画目標 値に対す る割合	実績値
23 (決算)	26	65.00	26
24 (予算)	40	100.00	-
25(計画)	40	100.00	-
26(計画)	40	100.00	-
27(計画)	40	100.00	-
28(計画)	40	100.00	-

事業実施上の検討課題

自立更生の大きな障害となっている雇用状況の悪化及び各種社会制度の抑制。

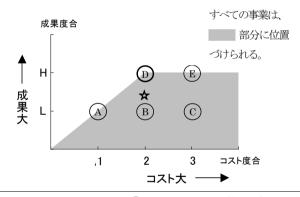
·備考(現状等)

生活保護法

•事業のポジショニング B (コストを維持して成果を向上) (位置付け)

・ポジショニングの説明・改善方策

平成22年度より就労支援相談員を1名から2名に増員し、 十成22十度なり就力を扱行は関係で1名がの2名に増貞し、 自立助長を図った。また、面接相談員を平成23年度より1 名から2名に増員配置し、相談指導体制の充実を図った。 今後さらなる相談指導体制の充実を図り、他法他施策の 活用、就労支援による自立の助長を図る。



- ②:コストを増やして成果を向上③:コストを現状維持(理想の状態)③:コストを維持して成果を向上⑤:コストを削減②:コストを削減して成果を向上⑦:事業を統合又は廃止

事業費等の年度別状況

区分 年度	事業費(千円)	所要時間	概算人件費 (千円)	概算総事業費 (千円)	受益者数	受益投資額 (円)
23 (決算)	21,827	3293	7,156	28,983		
24 (予算)	22,913	3293	7,370	30,283		
25 (計画)	33,527	3293	7,353	40,880		
26 (計画)	25,001	3293	7,334	32,335		
27 (計画)	25,032	3293	7,317	32,349		
28(計画)	25,031	3293	7,317	32,348		

- ※・概算人件費=所要時間×1時間当たりの平均人件費単価 ・概算総事業費=事業費(直接事業費)+概算人件費 ・受益投資額=受益者1人当たりの投資額=概算総事業費÷受益者数

事業評価シート

・政策・施策評価の視点からの内部評価

事業評価 B(8点) 改善する必要性が低い。

○必要性について B(7点) 改善する必要性が低い。

視点1 政策の目的が市民や社会のニーズにかな(うものか)っているか

C(6点) 一部二一ズに即(さない)していない部分もある。

視点2 当初の事業目的を達していないか

C(6点) 一部対応していない部分もある。

視点3 事業目的に対して効果があがっているか

A(10点) 市で実施する必要がある。

○効率性について B(7点) 改善する必要性が低い。

視点1 予算や人員に見合った効果が得(られる)られているか

B(8点) 十分効果がある。

視点2 他市と比べてコストはどうか

C(6点) 効率的である。

視点3 他の類似事業と比べてコストはどうか

C(6点) 取り組んでいるが多少改善の余地がある。

○有効性について B(8点) 改善する必要性が低い。

視点1 政策達成のために有効か

B(8点) 高い。

視点2 期待された成果が得られているか

B(8点) 十分得られている。

○公平性について B(7点) 改善する必要性が低い。

視点1 対象者全体に対して利用者や受益者が少数に限定されていないか

B(8点) 一部限定されているが限定の度合いが小さい。

視点2 受益者の費用負担は適当か

C(6点) 見直す余地がある。

○優先性について A(10点) 改善する必要性が極めて低い。

視点1 他の事業と比較して優先的に実施すべきか

A(10点) 優先度が極めて高い。

視点2 延伸、廃止した場合に大きな影響があるか

A(10点) 影響は甚大である。

※各視点の評価点と合計の評価点とは四捨五入の関係で不整合が生じる場合がある。

事業評価シート

(内部評価詳細)

一次評価=所管部局長の評価 二次評価=行政評価委員会の評価 改善 B (10~ 9点) B (8~ 7点) C (6~ 5点) D (4~ 3点) 高 E (2~ 1点)

事業評価(内部): B (8 点) 一次評価: B (8 点) 二次評価: B (8 点)

					8 点)
	2 事業の対象	や内容は行		そや社会のニーズにかなっている(た)か)変化に対応している(た)か からみて市が行う必要があるか ※法令上義務は10	
	内部評価	区分		一次評価	二次評価
	и трупти	視点	評点	コメント	評点
必要性	B (7点)	視点① 視点② 視点③	C · 6 C · 6 A · 10	法令等で義務付けがあるが、それに沿って適正に執行されなけれ ばならない。	C · 6 C · 6 A · 10
		平均	B • 7		B • 7
	2 ②他市と比べ	てコストはと	うか	られている(た)か んでいる(た)か	
効	_L	区分		一次評価	二次評価
効率性	内部評価	視点	評点	コメント	評点
性	B (7 点)	視点① 視点② 視点③	B · 8 C · 6 C · 6	法令に基づき効率的に執行されている。	B · 8 C · 6 C · 6
		平均	В• 7		В•7
	視 ①事業を実施点 ②成果を向上			票への貢献度	
右	内部評価	区分		一 次 評 価	二次評価
有効性	שון דם יום ניי	視点	評点	コメント	評点
性	B (8点)	視点① 視点②	B · 8 B · 7	法令に基づくところであるが、その目的である、自立の努力が期待 される。	B · 8 B · 8
		-			
		平均	B • 8		B • 8
	視 ①対象者全体 点 ②受益者の費	<u></u> に対して利	 用者や受	益者が少数に限定されていないか	B • 8
Λ.	点 │②受益者の費	<u></u> に対して利	 用者や受	益者が少数に限定されていないか 一 次 評 価	B・8 二次評価
公平	視 ①対象者全体 点 ②受益者の費 内部評価	に対して利 肝負担は過	 用者や受		
公平性	点 │②受益者の費	に対して利 用負担は過 区分 視点 視点① 視点②	用者や受 <u>当か</u> 評点 B・8 C・6	一次評価	二次評価 評点 B・7 C・5
公平性	点 ②受益者の費 内部評価 B (7 点)	に対して利 計用負担は通 関 関点 視点 視点 現点② 平均	用者や受 当か 評点 B・8 C・6 B・7	一次評価 コメント 法令に基づく。	二次評価 評点 B・7
公平性	点 ②受益者の費 内部評価 B (7 点) 視 ①施策内の他	に対して利 用負担は過 視点 視点(1) 視点(2) 平均 の事業合に した場合に	用者や受 当か 評点 B・8 C・6 B・7 較して優	一次評価 コメント	二次評価 評点 B・7 C・5
性	点 ②受益者の費 内部評価 B (7 点) で で で で で で で で で で で で で で で で で で	に対して利道用負担は通知 区分 視点 点① 視点 である である である できまる にいます はいます はいます はいます はいます はいます はいます はいます は	用者や受 当か 評点 B・8 C・6 B・7 較して優語	ー次評価 コメント 法令に基づく。 - 先的に実施すべきか	二次評価 評点 B・7 C・5 C・6
性	点 ②受益者の費 内部評価 B (7 点)	に対して利 用負担は過 視点 視点(1) 視点(2) 平均 の事業合に した場合に	用者や受 当か 評点 B・8 C・6 B・7 較して優	一次評価 コメント 法令に基づく。 先的に実施すべきか命・身体及び財産に影響があるかー次評価 コメント	二次評価 評点 B・7 C・5 C・ 6
公平性優先性	点 ②受益者の費 内部評価 B (7 点) で で で で で で で で で で で で で で で で で で	に対して利道用負担は通知 区分 視点 点① 視点 である である である できまる にいます はいます はいます はいます はいます はいます はいます はいます は	用者や受 当か 評点 B・8 C・6 B・7 較して優語	一次評価 コメント 法令に基づく。 先的に実施すべきか命・身体及び財産に影響があるかー次評価	二次評価 評点 B・7 C・5 C・6

ニ 次 評 価 コ メ ン ト

平均

B • 10

法令で義務付けられている経費であるが、生活保護世帯のさらなる自立促進に努める必要がある。また、 就業等自立促進のための専門の相談員を配置し充実を図っていることは評価できる。

A • 10

業 評 価シート

事業コード 115204 事業名: 中国残留邦人等生活支援事業

総合計画体系

政 策 : 支え合い 思いやりに満ちた やすらぎのまち

(上位の政策・施策)

施 策 : 生活困窮対策

施策の方向: *生活安定支援*

主管部局名	福祉部	ß	主管	言課名		生活援討	隻課		会	計区分		一般会計
事業主体	市	補助	単独	補具	助	新規・継続	続	継続	苊	事業開始	冶	平成20年度
進捗状況	実施段階	計	画期間	間	平原	戈 23 年度	•	~	平	成 28 年月	度	
根拠法令	中国残留	邦人等	の円剤	骨な帰国	国の仮	建進及び永	住帰	帰国後の	自立	の支援に	こ関	する法律
事務区分	法定受託	事務	義務	区分	義務的	的経費	地	域区分			市内	7全域

- ・対象(何、誰を)
- 受益者(実際に利益を受ける人) 受給者(中国残留邦人)
- •市民参加
- A:地域社会の主体としての市民、受益者としての市民、双方の視点からの参加がある B:地域社会の主体としての市民の参加がある C:受益者としての市民の参加がある D:特に市民参加がない

- ・手段(市が実際に行う事業の内容)

D

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援を図る。

活動指標 (手段から導かれ、事業の進捗状況を図るための指標)

活動指標名	目標値
① 受給者面談	3 回/年
2	
3	

活動指標の年度別状況

活動指標	① 受給者可	面談		2			3		
区分 年度	年度別 目標値	計画目標 値に対す る割合	実績値	年度別 目標値	計画目標 値に対す る割合	実績値	年度別 目標値	計画目標 値に対す る割合	実績値
23 (決算)	2	66.70	2	_	-	_	_	_	-
24 (予算)	2	66.70	1	-	-	-	1	-	-
25(計画)	3	100.00	_	-	_	-	-	_	_
26(計画)	3	100.00	-	_	-	-	_	_	-
27(計画)	3	100.00	1	-	_	-	1		
28(計画)	3	100.00	-	_	-	-	-	_	

業評価シート

意図(どういう状態にしたいのか)

生活困窮の中国残留邦人等に対し、生活費・医療費等を給付し、邦人等の方々の安定した生活を保障する。

成果指標

(意図から導かれ、事業の目的達成度を図るため の指標)

成果指標名	設定せず
目標値	0
指標式	

成果指標の年度別状況

区分 年度	年度別 目標値	計画目標 値に対す る割合	実績値
23 (決算)	ı	ı	ı
24 (予算)			-
25 (計画)			-
26(計画)	-	=	=
27(計画)		=	=
28(計画)	_	_	_

事業実施上の検討課題

市独自で対象者の把握が出来ない。

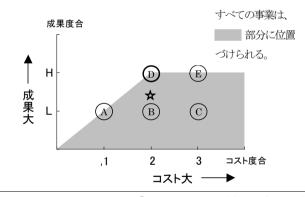
·備考(現状等)

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律

•事業のポジショニング B (コストを維持して成果を向上) (位置付け)

・ポジショニングの説明・改善方策

平成20年度から開始。中国残留邦人等の方々の安定し た生活を確保する。



- ②:コストを増やして成果を向上③:コストを現状維持(理想の状態)③:コストを維持して成果を向上⑤:コストを削減②:コストを削減して成果を向上⑦:事業を統合又は廃止

事業費等の年度別状況

区分 年度	事業費(千円)	所要時間	概算人件費 (千円)	概算総事業費 (千円)	受益者数	受益投資額 (円)
23 (決算)	2,853	54	117	2,970	3	990,114
24 (予算)	5,373	54	121	5,494	4	1,373,463
25 (計画)	4,000	54	121	4,121	5	824,116
26 (計画)	4,000	54	120	4,120	5	824,052
27 (計画)	4,000	54	120	4,120	5	823,998
28 (計画)	4,000	54	120	4,120	5	823,998

- ※・概算人件費=所要時間×1時間当たりの平均人件費単価 ・概算総事業費=事業費(直接事業費)+概算人件費 ・受益投資額=受益者1人当たりの投資額=概算総事業費÷受益者数

事業評価シート

・政策・施策評価の視点からの内部評価

事業評価 B(8点) 改善する必要性が低い。

○必要性について B(8点) 改善する必要性が低い。

視点1 政策の目的が市民や社会のニーズにかな(うものか)っているか

A(10点) 極めて二一ズに即(する)している。

視点2 当初の事業目的を達していないか

D(4点) あまり対応していない。

視点3 事業目的に対して効果があがっているか

A(10点) 市で実施する必要がある。

○効率性について B(8点) 改善する必要性が低い。

視点1 予算や人員に見合った効果が得(られる)られているか

B(8点) 十分効果がある。

視点2 他市と比べてコストはどうか

B(8点) 十分効率的である。

視点3 他の類似事業と比べてコストはどうか

B(8点) 取り組んでおりほとんど改善の余地はない。

○有効性について B(8点) 改善する必要性が低い。

視点1 政策達成のために有効か

B(8点) 高い。

視点2 期待された成果が得られているか

B(8点) 十分得られている。

\bigcirc 公平性について C(6点) 改善する必要性がある。

視点1 対象者全体に対して利用者や受益者が少数に限定されていないか

D(3点) 一部限定されており限定の度合いが大きい。

視点2 受益者の費用負担は適当か

A(9点) 適当である。

○優先性について A(10点) 改善する必要性が極めて低い。

視点1 他の事業と比較して優先的に実施すべきか

A(10点) 優先度が極めて高い。

視点2 延伸、廃止した場合に大きな影響があるか

A(10点) 影響は甚大である。

※各視点の評価点と合計の評価点とは四捨五入の関係で不整合が生じる場合がある。

業評 価

(内部評価詳細)

- 次評価=所管部局長の評価 二次評価=行政評価委員会の評価

(10~ 改善性 8 ~ 6 ~ 7点) В С) (4 ~ 3点) Ε 2~ 1点) 高

二次評価: B (8 事業評価(内部): 点) 一次評価: B (8 点) В 8 点)

①施策(事業)の目的が現在の市民や社会のニーズにかなっている(た)か

②事業の対象や内容は行政需要の変化に対応している(た)か
③国、県、民間、地域との役割分担からみて市が行う必要があるか ※法令上義務は10

	内部評価	区分	一次評価		二次評価
	ואן דמיומ ניי	視点	評点	コメント	評点
必要性	B (8点)	視点① 視点② 視点③	A · 10 D · 4 A · 10	基本的には、生活保護制度の例によるものとして、特定中国残留邦人等の置かれている事情に鑑み、本人及び配偶者が日常生活、社会生活を円滑に営むことができるようにするための必要な配慮であり、必要性は高い。	A · 10 D · 4 A · 10
		平均	B • 8		В•8

①予算や人員に見合った効果が得られている(た)か

②他市と比べてコストはどうか

③コスト(予算・人員)改善に取り組んでいる(た)か

办		区分 一次評価		一 次 評 価	二次評価
効率	内部評価	視点	評点	コメント	評点
性	B (8点)	視点① 視点② 視点③	B · 8 B · 8 B · 8	制度の運用にあたっては、法等の趣旨により最大限の配慮が求められている。	B · 8 B · 8 B · 8
		平均	В• 8		В•8

①事業を実施することでの施策目標への貢献度

②成果を向上させる余地はあるか

	<u> </u>				
右	内部評価	区分	一 次 評 価		
有効性	KA DA UL IMI	視点	評点	コメント	評点
性	B (8点)	視点① 視点②	B · 8 B · 8	支給基準額は、生活保護法の最低生活基準額と同一。	B • 8 B • 8
	(C //// /	平均	B • 8		В• 8

①対象者全体に対して利用者や受益者が少数に限定されていないか ②受益者の費用負担は適当か

。 へ	内部評価	区分		一 次 評 価	二次評価
公平	医多种性	視点	評点	コメント	評点
性	C (6点)	視点① 視点②	E • 2 A • 10	法令に基づく。	D· 3 B· 8
	(0 / m /	平均	C • 6		C • 6

①施策内の他の事業と比較して優先的に実施すべきか

②延伸、廃止した場合に市民の生命・身体及び財産に影響があるか

厧	内部評価	区分		一 次 評 価	二次評価
優先性	三	視点	評点	コメント	評点
性	A (10 点)	視点① 視点②	A • 10 A • 10	法令に基づく。	A • 10 A • 10
	(10 /// /	平均	B • 10		A • 10

メ 次 価 \Box ۲

基本的には、生活保護制度の例によるものとして、特定中国残留邦人等の置かれている事情に鑑み、本人及び配偶者が日常生活、社会生活を円滑に営むことができるようにするための必要な配慮であり、必 要性は高い。